## 門川町企業立地促進制度概要

対象者の要件	優遇措置		
1. 投下固定資産総額	1. 固定資産税		
(1)工場の新設 5,000万円以上	3年間免除		
(2)試験研究施設、情報サービス施設の新設 5,000万円以上 (3)流通関連施設の新設 5,000万円以上 (4)観光施設の新設 5,000万円以上 (5)工場等の増設または移設 2,000万円以上 ※1,2,3,4,5の投下固定資産のうち土地にあっては、当該土地を取得した日から起算して2年以内に当該土地を敷地とする工場等の建設の着手があった場合に限る。 ※1,2,3,4,5の固定資産の総額は、廃止した工場等の用地の面積に、取得した土地の平均単価を乗じた額、および公共工事に伴う移転補償額を控除する。	2. 奨励金及び補助金 (1) 1 人 2 0 万円(限度額1,000万円) ※操業又は事業開始の日から 1 年を経過した日において町内に住所を有する雇用者が対象。 1 工場等につき 1 回に限る。 (2)工場等用地取得助成金 用地取得費の 5 0 %(限度額2,000万円) ※1 工場等につき 1 回に限る。また、1,000㎡以上の土地を取得し、当該土地を取得した日から起算して 3 年以内に操業を開始した者。 (3)工場等関連施設整備助成金 1 件200万円以上の整備費の 5 0 % (限度額2,000万円) ※1 工場等につき 1 回に限る。 (4)工場等用地賃借料助成金 工場等用地賃借料の 5 0 % ※1 工場等につき 1 回に限る。また、操業を開始した日以降 5 年間助成。		
2. 増加する従業員数	⑸通信回線使用料助成金		
(1)工場等の新設をする場合 5人以上 (2)工場等の増設または移設をする場合 3人以上	専用通信回線等の年間使用料の80%(限度額1年につき500万円) ※情報サービス施設に限る。また、操業を開始した日以降3年間助成。		
	(6)通信回線設置費助成金 専用通信回線等の設置に係る経費 (限度額10万円) ※情報サービス施設に限る。また、操業を開始の前1年以内に設置し たものに限る。		